



2025年10月3日

各位

会社名 株式会社エルアイイーエイチ
(コード番号 5856 東証スタンダード市場)
代表者名 代表取締役社長 山口 和也
問合せ先 経理部長 金本 慶峰
(TEL. 03-6458-6913)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年10月31日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

当社の現行定款では、取締役会について取締役社長が招集権者・議長とされています。

今回、経営環境の変化に対応し、取締役会運営の柔軟性及び透明性を高めるため、取締役会においてあらかじめ選任した取締役を招集権者・議長とすることができるよう改めるものです。

これにより、取締役社長に限らず、取締役会の合議に基づく適切な運営体制を確保し、ガバナンスの一層の強化を図ります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりとします。

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
(目的) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	(目的) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
2 <u>取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が</u> 取締役会を招集し、議長となる。	2 <u>前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が</u> 取締役会を招集し、議長となる。

3. 日 程

定款変更のための臨時株主総会	2025年10月31日
定款変更のための効力発生日	2025年10月31日（予定）

以 上